

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

福岡国民年金 事案 1621

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 41 年 3 月まで

私の家は人を雇って農業をしていたが、ほかに父母とも別の仕事をしており経済的にも恵まれていたため、私は高校卒業後、家事手伝いや習い事をしていた。国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付は父が行っていたが、父は厳しく、金銭面はきっちりした人だった。

平成 16 年 3 月、A 市から通知があったので同市の年金係に行き、昭和 40 年度の国民年金保険料が未納になっていることを初めて知りびっくりした。そして、「ねんきん特別便」が送られてきた機会に、気になっていた同年度の未納のことを申立期間当時住んでいた B 町役場に調べに行き、私と母と兄の 3 人分の被保険者名簿を見せてもらったところ、母と兄は全納だったが、私の名簿には 39 年度の 11 月以降の欄に鉛筆書きで乱雑に書き込みがしてあり、こんな記録管理で良いのかと驚き、父が私の国民年金保険料を納めていたことを確信した。その時にお会いした副町長から係の人に私たちと一緒に名簿をもって社会保険事務所に行って良く説明しなさいと言われた。

母と兄は納付済みとされているのに、私の昭和 40 年度分だけが未納とされているのはどう考えてもおかしい。申立期間の国民年金保険料を納めたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金保険料は国民年金加入期間について申立期間を除きすべて納付されており、申立人及び家族の保険料をまとめて納付していたとされる申立人の父親の国民年金保険料の納付意識の高さ

がうかがえる上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親及び兄は、申立期間を含め国民年金保険料が完納されており、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

また、B町の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の昭和 39 年度の国民年金保険料が昭和 41 年 3 月 31 日に一括して過年度納付されていることが確認できるが、申立人の父親が、現年度納付となる 40 年度の国民年金保険料を納付しないまま、39 年度のみを過年度納付したとすることは不自然である上、同名簿の 39 年度欄には「のうふ 41. 3. 31」と鉛筆で乱雑に記載されており、行政側の記録管理の不備もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

亡くなった母が、父、姉及び私の 3 人分の国民年金保険料をまとめて納付していた。そのことを姉が知っている。申立期間について亡くなった父は納付済みとされていることから、姉と私の分も母と一緒に納めたはずなので、申立期間の国民年金保険料を納めたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 5 月に申立人の父親及び姉と連番で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の父親は申立期間を含め国民年金保険料が完納されていることが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳、A 市 B 区役所の国民年金被保険者名簿及び申立人の姉が所持している国民年金手帳によれば、申立人姉妹は、申立期間を除き、姉妹同時に 1 年前納、若しくは年度分一括納付が行われていることが推認できることから、申立人の姉のみが申立期間のうち昭和 36 年度の国民年金保険料が納付済みとされていることは不自然である。

さらに、申立人の昭和 43 年度の国民年金保険料について、社会保険庁の記録では未納とされていたものが、A 市の国民年金被保険者名簿では納付済みとされていたことから、平成 20 年 12 月に記録の訂正がなされており、行政側における記録管理の不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、就職のため昭和 58 年に首都圏の A 区に住所を移した。その際勤めた会社は、社会保険の適用外事業所だったため、同年 4 月より国民年金の加入手続を行い、昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金保険料については欠かさず納付した。

ところが、昭和 60 年に会社から退職を勧告され失業したため、同年 4 月から B 市にある C 職業訓練校に入校し、昭和 60 年度の国民年金保険料は申請免除した。61 年度についても申請免除が可能であることは知っていたが、入校した当時からの受講手当を蓄えており、将来の年金額を増やすために同年度は申請免除を行わず保険料を納付することにした。

納付したのは昭和 62 年 1 月ごろで、D 信用金庫 E 支店で十万円弱を引き出して、F 区役所内の G 銀行で一括納付した。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 4 月ごろに払い出され、昭和 58 年度及び 59 年度の国民年金保険料は欠かさず納付されていることが確認できる上、60 年度の申請免除についても B 市で適正に行われていることが確認できる。

また、申立人は昭和 60 年 4 月に B 市にある C 職業訓練校に入校していること、及び受講手当が D 信用金庫 E 支店の申立人の口座に振り込まれていることが確認できる上、62 年 1 月に同支店の申立人の口座から、申立期間の国民年金保険料に相当する十万円弱が引き出されていることが確認できることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を一括納付したものと考えられるなど、申立人の供述内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、平成7年12月、8年3月、同年8月、同年12月、9年3月、同年8月、同年12月、10年3月、同年8月、同年12月、11年3月、同年8月、同年12月、12年3月、同年8月、同年12月、13年8月、同年12月、14年3月及び同年8月は28万円並びに同年12月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から15年7月1日まで

私は、平成7年5月にA社に入社し、運転手として勤務していた。同年8月3日に、同社の社長と専務が、私が勤務する同社B営業所に来て、「残業の時間給を1,700円から1,400円に下げさせてほしい。しかし、それでは君たちの手取り給与額が減るから、年金のランクを26万円に下げれば、今の等級の32万円よりも厚生年金保険料が5,000円ぐらい下がるから、手取り額があまり変わらないのでいいでしょう。」と一方的に説明して、帰って行ったことは憶えているが、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げて届け出ることに同意したことは無い。

支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認

められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から判断すると、i) 平成7年12月、8年3月、同年8月、同年12月、9年3月、同年8月、同年12月、10年3月、同年8月、同年12月、11年3月、同年8月、同年12月、12年3月、同年8月、同年12月、13年8月、同年12月、14年3月及び同年8月は28万円、ii) 同年12月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から厚生年金保険料の納付に係る資料等を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成7年10月及び同年11月、8年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、9年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、10年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、11年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、12年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、13年1月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、14年1月及び同年2月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間並びに15年1月から同年6月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、申立人の所持する給与明細書から確認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と同額と認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年7月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月9日から同年7月31日まで

申立期間当時、A社（現在は、B社）の卓球部に所属して、C市で開催された全国大会に参加したことがあるのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年6月8日から同年6月11日までC市で開催された全国大会にA社の卓球部員として参加していたと申し立てており、申立人が名前を挙げる同事業所の卓球部の先輩は、申立人とともに同大会に参加したと供述している上、B社が保管する「退職金ノート」から、申立人は、同年3月4日に当該事業所に入社し、同年7月30日に退職していることが確認できる。

また、B社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（社会保険事務所の昭和43年3月6日受付の印あり）」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（社会保険事務所の昭和43年9月5日受付の印あり）」から、申立人は、昭和43年3月4日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年7月31日に同資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和43年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る当該健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日（昭和37年12月28日）及び資格取得日（昭和39年1月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月28日から39年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B支店C出張所で事務担当職員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所の雇用保険被保険者記録、A社B支店からの回答、並びに申立人が名前を挙げた当時の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社B支店C出張所（厚生年金保険の適用事業所はA社B支店）に継続して勤務していたものと認められる。

また、当該上司は、「昭和37年か38年ごろ、工事完成時に他の事務員は辞めてもらったが、申立人は残ってもらった。給料計算も申立人が行っていたから自身の厚生年金保険料もきちんと控除していたはずだ。申立人は42年に当社B支店C出張所が閉鎖され、私が転勤するまで同出張所で継続して勤務しており、申立期間において雇用形態の変更もなかった。」と供述している上、申立人が名前を挙げた二人の同僚のうち、一人は「申立人は継続して勤務していた。」、他の事業所に異動した同僚は「私が転勤するとき、申立人は在籍していた。」と供述しており、他の事業所への異動に伴い一時A社を退職したとす

る者を除く同僚及び上司は、同社B支店において厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和37年11月及び39年1月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所では「当社の社会保険被保険者台帳の記載内容から考えて、納付していないと思われる。」と回答している上、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が社会保険事務所に提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年12月から38年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成15年9月から16年5月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から17年11月1日まで

A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が実際の給与支給額に比べ不当に低い額となっている。標準報酬月額の記録を実際の支給額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立人が所持する給与明細書により確認できる期間の多くの月において、申立人が主張するとおり、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額を上回っていることは確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月から16年5月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないことから不明であるが、給与明細書から

確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁のオンラインにおいて記録されている標準報酬月額が平成 15 年 9 月から 16 年 5 月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 11 年 9 月から 12 年 2 月までの期間、13 年 9 月、17 年 7 月及び同年 9 月については、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険庁の記録によれば、当該事業所は平成 20 年 5 月 1 日に既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主からの回答を得られないことから、当該期間における事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、i) 平成 12 年 3 月から 13 年 8 月までの期間、同年 10 月から 15 年 8 月までの期間、16 年 6 月から 17 年 3 月までの期間（事業主が、平成 16 年 8 月の申立人の給与から、届出に基づく当該月の標準報酬月額に対応する保険料額を超える額を控除し、同年 9 月の控除額を減じて精算したと考えられる例を含む。）、17 年 6 月、同年 8 月及び同年 10 月については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致していること、ii) 同年 4 月及び同年 5 月については、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、これらの期間については特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、標準賞与額が厚生年金保険の年金額計算の基礎とされることとなった平成 15 年度以降の、申立人に係る賞与支給明細書と社会保険庁のオンライン記録（被保険者記録照会回答票）とを照合した結果、申立人の平成 15 年 12 月の賞与については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除

額に見合う標準賞与額と社会保険庁で記録されている標準賞与額が一致していることが確認でき、同年8月及び16年8月の賞与については、社会保険庁で記録されている標準賞与額が賞与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を超えていると認められ、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、5年10月は11万円、同年11月は10万4,000円、同年12月は9万8,000円、6年1月は11万円、同年2月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月31日から6年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

保険料控除が確認できる給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成5年11月から6年2月までの期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務形態の変更も無く継続して勤務していたものと認められる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除してい

たと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、提出された給与明細書において確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額から、平成5年10月は11万円、同年11月は10万4,000円、同年12月は9万8,000円、6年1月は11万円、同年2月は11万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は、申立期間の始期である平成5年10月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、複数の同僚の供述により、申立期間においても10人以上の従業員が勤務していたと認められ、また、法人登記の記録では、同社について現在まで解散した記録が確認できないことから、同社は、申立期間においても厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）C所における被保険者資格取得日は昭和 23 年 8 月 1 日であるとの回答があった。同社には 22 年 4 月 1 日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社C所が提出した申立人の在籍証明書及び工員台帳等から判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、申立人が挙げた同期入社と同僚 3 人は、いずれも、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では資格取得日が昭和 23 年 8 月 1 日となっているものの、うち二人は、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳では、その資格取得日が、申立人が主張する 22 年 4 月 1 日となっていることが確認できる上、このうち一人は、厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日が 23 年 8 月 1 日から 22 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人の同期入社と同僚は、「私と申立人は、国民学校を一緒に卒業後、申立事業所に入社した。私の厚生年金保険の資格取得日は昭和 22 年 4 月 1 日となっており、採用条件が同じだった申立人も毎月給与が支給されていた。」と供述しているほか、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、

申立人が記載されている頁に記載され、かつ、A社C所において被保険者資格を取得している17人について、その資格取得日を調査した結果、うち6人は、社会保険庁のオンライン記録が同払出簿の資格取得日より前の日付けとなっており、このほか二人は、同払出簿の日付けが社会保険庁のオンライン記録の資格取得日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法の改正により、昭和23年8月1日付けでA社C所におけるD共済組合の組合員は、厚生年金保険への移行処理が行われているところ、E共済組合は、「内部資料によれば、当時のD共済組合の組合員について移行処理を行う者と行わない者とを振り分けた上で、当該移行処理対象者約1万人の組合員記録を昭和17年6月1日までさかのぼって確認し、厚生年金保険被保険者記録として新たに整備した際の事務処理の誤りが考えられるが、申立人については、工員台帳により入社日や職務内容等が確認できることから、厚生年金保険の移行対象者であったと思われる。」と回答している。このことについて、社会保険事務所は、「A社C所の厚生年金保険被保険者名簿は、氏名欄や資格得喪年月日欄が空白となっているものが散見され、資格取得日が訂正されているものが確認できるなど不完全なものとなっており、その原因は当時の資料が無く明らかでないが、申立人については、工員台帳の記録や同僚の被保険者記録が確認できることなどから、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格を取得していたものと考えられる。」と回答しており、これらの記録及び申立人の同僚の供述を前提とすると、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当該移行処理において誤った処理がなされた可能性が高いと認められ、23年8月1日に申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得に係る届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和22年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、A社C所における申立人の同僚に係る社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

申立期間は申請免除の期間となっていたが、生活が安定したので、妻が平成4年8月27日に社会保険事務所へ出向き、申立期間分の国民年金保険料として二十数万円を一括して追納した。

しかし、確かに追納したはずの国民年金保険料が社会保険庁の記録ミスにより追納していない記録となっている。申立期間当時は、国民年金保険料を一括して納付するだけの経済的余裕があり、金銭面の出納に関しては厳しく対処していた。間違いなく納付したので、申立期間を国民年金保険料の追納済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年8月27日にその妻が申立期間の国民年金保険料を一括して追納したと申し立てているが、社会保険事務所が保管する領収済報告書の記録により、同日に申立人及びその妻に係る3年4月分の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるのみである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の妻については、平成元年1月から2年3月までの国民年金保険料の追納申出が7年10月6日に行われた上で、申立期間の一部である元年1月から同年3月までの国民年金保険料が8年2月9日に追納されている記録が確認できるものの、申立人については、申立期間に係る追納申出を行った記録は見当たらず、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から49年7月まで

私が20歳になった時に、子供が生まれたこともあり、夫が国民年金の大切さを教えてくれ、A市役所で国民年金への加入手続をしてくれた。夫の転勤でB市C区に転居したが、夫はA市役所でもらった年金手帳をB市C区役所に提出し、国民年金の継続加入の手続を行い、新しい年金手帳をもらってくれた。

申立期間に居住していたA市では、毎月、自分で同市役所に行き国民年金保険料を納付して年金手帳に印鑑を押してもらっていたのに、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納になっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務局が保管する「国年被保険者管理簿」により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月から同年12月までの間に払い出されていることが推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は同年8月8日に国民年金任意加入の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市役所が保管する国民年金被保険者名簿の中には、申立人の被保険者名簿が確認できない上、申立人の夫はB市C区役所においてA市役所が交付した国民年金手帳を提出して、国民年金の継続加入の手続を行ったと主張しているが、A市役所で国民年金への加入

手続をして、E社会保険事務所において払い出された国民年金手帳記号番号が存在するとすれば、B市役所において新たに国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要は無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年1月までの期間及び7年3月から8年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月から7年1月まで
② 平成7年3月から8年9月まで

A社を退職した平成6年10月の2か月から3か月後に社会保険事務所から国民年金への加入を勧める文書が来たので、私が、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私又は私の母が、納付期限内に社会保険事務所の窓口又はコンビニエンスストアで納付していたので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録、B市の国民年金被保険者名簿（電子記録）及び申立人が所持する年金手帳により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人及びその母親は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間①のうち平成7年1月及び申立期間②のうち8年9月については、厚生年金保険の被保険者期間であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳により、申立人は、厚生年金保険被保険者であった平成9年1月に基礎年金番号の交付を受けており、その後、厚生年金保険被保険者資格の喪失に伴い、14年2月に国民年金第1号被保険者資格を新規取得していることが確認できる。

さらに、申立期間当時においては、社会保険事務所が、厚生年金保険被保険者資格の喪失後2か月を経過した後に国民年金への切替手続を行っていない

者に対し、国民年金の加入勸奨状を郵送することは行われておらず、申立人及びその母親が現年度分の国民年金保険料を同事務所の窓口において直接納付することはできなかった上、コンビニエンスストアを通じて納付することもできなかったと考えられる。

加えて、申立人及びその母親は、国民年金保険料の納付開始時期及び納付金額に関する記憶が明確でないなど、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1627

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年7月から 47 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年7月から 47 年3月まで
年金加入記録によると、私の国民年金は「昭和 45 年7月取得」と書いてあったので間違いないと思っていたが、A信用金庫の年金アドバイザーに相談したら、21 月分納めていないと分かった。

私の主義は、年金に限らず、NHKの受信料、集落の社の寄付など、納めなくてはならないものはすぐに納めることであり、ましてや、国民年金保険料や国民健康保険料などは納めているはずだ。

国民年金の加入届及び保険料の徴収は隣組の人が行っており、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年1月ごろに払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間のうち、45 年7月から同年9月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 47 年4月から 48 年3月までの期間の国民年金保険料を、国民年金加入後の同年5月 12 日に過年度納付していることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の最初の国民年金印紙検認記録が、昭和 47 年度から始まっていることから、申立人は、48 年5月 12 日に、47 年4月から 48 年3月までの国民年金保険料のみを過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年7月から40年3月まで

申立期間について、国民年金保険料は集金人が家に集金に来ていた。昭和36年4月から39年3月までの保険料は納付したが、集金人が国民年金印紙検認台紙を切り取り線から切って持って帰り、領収書が無く納めた証拠がないので、割印を押してもらった。同年7月から40年3月までの分は、集金人が印鑑を持ってなかったので、後日、近所に来た時に寄って押印すると言ったが、集金の担当者が交代しそのままになった。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳の右側の印紙検認台紙部分に切離しの際の割印があることを根拠に国民年金保険料が納付済みであると主張するが、当該割印は、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、台紙部分を切り離す際に押印されるものであり、割印をもって保険料が納付されたとは言い難い上、申立人が提出した同手帳の国民年金印紙検認記録欄の申立期間①の期間には、保険料を納付した際に受ける検認印が押されておらず、当該手帳と社会保険庁の特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の記録はすべて合致していることが確認できる。

また、上記手帳には、申立期間②についても同様に検認印が押されていない上、申立期間②直後の昭和40年4月から42年3月までの保険料が同年10月に過年度納付されていることが確認できることから、この時点において申立期間②は時効となり、申立人は国民年金保険料を納付できなかったと考えるの

が自然である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、このほか申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 52 年に自営業を開業し、税務面は、税理士事務所に委託していたが、税理士から国民年金には加入した方が良いと言われ、自分で国民年金に加入し、国民年金保険料を納めてきた記憶がある。

加入手続をした場所や保険料額は憶えていないが、納付書を使って A 銀行 B 支店で納付した記憶があるため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 5 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付することができない期間である。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間直後となる昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料が、58 年 12 月に過年度納付されていることが確認でき、この時点では申立期間は時効となることから、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 10 月まで

私の妻は、昭和 61 年 11 月ごろ、A 市 B 区役所か社会保険事務所へ行き、私が転職するまでの 4 か月間の国民年金保険料未納分を夫婦二人分納付した。

私の年金手帳は会社に預けていたので、妻の年金手帳しか持参していなかった。国民年金保険料を支払った際、妻は同区役所の係の人に、後で私の年金手帳を持ってきた方がいいかと聞いたところ、役所の方がこちらで管理しているので、わざわざ持ってこなくて良いと言われた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は、申立人が当初勤務した C 社の厚生年金保険被保険者記号番号が当てられており、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月時点で、国民年金手帳記号番号が統合された記録が見当たらないこと、A 市 B 区に保管されている国民年金被保険者関係届によると、申立人の国民年金への新規加入届は 16 年 11 月 19 日に行われていること、及び申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡が確認できないことから、申立人の国民年金への加入手続は、基礎年金番号導入後の同年 11 月に行われたものと推認される。

また、A 市 B 区に保管されている申立人の妻の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻の国民年金加入手続は昭和 62 年 9 月 2 日に行われ、61 年 4 月にさかのぼって国民年金第 3 号被保険者資格を取得しているとともに、申立期間の国民年金保険料が 62 年 11 月 6 日に過年度納付されていることが確認できる上、社会保険事務所に保管されている申

立人の妻の国民年金手帳記号番号が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の名前は見当たらないことから、国民年金への加入手続は、申立人の妻の分のみを行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人及びその妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1631

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 58 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 58 年 1 月まで

昭和 55 年 3 月に知人の紹介で A 社に就職したが、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、B 市役所に行き国民健康保険と国民年金に加入した。

平成 5 年 12 月に C 市に帰って来た後、社会保険事務所の職員から電話があり、「平成 6 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を追納すると年金が満額になる。」と連絡があったので国民年金保険料の追納をしたが、現実には、申立期間が保険料の未納期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 3 月に B 市役所で国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているものの、社会保険事務所の記録によると、B 市において申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号前後の国民年金第 3 号被保険者の資格取得処理日から、平成 6 年 3 月から同年 4 月ごろに社会保険事務所から払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 55 年 3 月ごろ、B 市役所において国民健康保険と国民年金に加入したと主張しているが、B 市役所の住民票によると申立人が B 市において住民登録を行い、同市の市民となった年月日は、58 年 1 月 14 日であることが確認でき、申立内容と相違する。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について記憶が無く、保険料の納付状況が不明である上、申立人が

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から40年2月までの期間及び59年7月から60年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和59年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるが、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から40年2月まで
② 昭和59年5月から60年8月まで

申立期間①については、20歳になった時、父から「国民年金に加入し保険料を納付している。」と言われたことを憶えている。若いころに国民年金保険料の還付があると言われたが、還付金額が少額であったので、還付の手続きはしなかった。

申立期間②については、厚生年金保険の加入期間とされているが、退職するまでパートタイマーとして勤務しており、厚生年金保険に加入していることは知らなかったため、国民年金保険料を納付していた。少なくとも申立期間のうち昭和59年5月及び同年6月については、国民年金保険料を納付した領収書もあるので納付したことは確かであるが、この期間の国民年金保険料の還付を受けた記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、20歳になった時に父親から「国民年金に加入し保険料を納付している。」と言われたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年9月30日に払い出されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、同年5月20日であることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であ

り、国民年金保険料を納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 8 月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が所持する年金手帳には 59 年 5 月 8 日資格喪失、及び 60 年 11 月 12 日に任意加入の資格取得の記載があるなど、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人が所持する「59 年度国民年金口座振替済通知書兼領収書」により、昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料が同年 6 月 23 日に金融機関で納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期間のうち、同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 38 年 7 月から 40 年 2 月までの期間及び 59 年 7 月から 60 年 8 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、59 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められるが、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

福岡厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 23 日から 40 年 3 月 20 日まで
申立期間に勤務したA社における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、同社で勤務した期間について脱退手当金が支給済みとされていることが分かった。

私は、脱退手当金が支給されたとされる時期には結婚してB市に転居しており、脱退手当金の請求手続をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱 C社会保険事務所」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該被保険者名簿において申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の支給記録が確認できる女性の同僚の一人は、「退職時に事務担当者から脱退手当金の請求について説明があったので、会社で脱退手当金の請求手続を行い、退職前に脱退手当金を受領した。」と供述していること、別の同僚二人は、「退職後、会社から（当該同僚のうち一人は発送元の記憶が明らかでない。）脱退手当金請求手続書類や厚生年金保険被保険者証が入った封筒が届いた。」と供述していることを踏まえると、当該事業所は、女性従業員の退職時に脱退手当金の請求の案内を行い、退職後は当該従業員の自宅等に脱退手当金請求関係書類を送付していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、当該事業所を退職後、昭和 52 年 5 月に国民年金に加入するまで年金制度に加入していないことを踏まえると、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 11 日まで
社会保険事務所の記録では、A社に勤務していた当時の厚生年金保険の標準報酬月額が実際にもらっていた給与額に比べて、著しく低くなっていることが分かった。
正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、基本給部分と歩合給部分を合わせると、50万円を超える報酬が支払われ、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が著しく低額であると申し立てており、申立人はその主張を裏付ける資料として申立期間の一部に係る給与・賞与明細書、報酬計算書及び営業報酬支払計算書（兼）支払管理台帳（以下「給与明細書等」という。）を提出しているものの、A社は、「申立人は営業専任職という職種で、給与としては基本給、資格手当、累積給等を固定給として支給しており、標準報酬月額及び厚生年金保険料は、この固定給部分の金額を基準としている。営業報酬は事業所得として支払っている。」と回答している上、申立人が同じ職種として名前を挙げた複数の同僚は、「営業社員は固定給と歩合給に分けて給与が支給されていた。」と供述しており、当該事業所の回答と一致する。

また、給与明細書等によると、当該事業所が申立人に支給した歩合給を含めた給与支給総額を基に算出した標準報酬月額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額を大きく上回っていることは確認できるものの、給与明細書等及び当該事業所が保管する給与・賞与台帳兼源泉徴収簿に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と、社会保険庁のオンライン記録上の

標準報酬月額は一致しており、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に相当する保険料額を上回る厚生年金保険料が申立人の給与（固定給部分）から控除されていた事実は確認できない。

さらに、申立人が所持する昭和 58 年及び 59 年の 2 年分の確定申告書により、申立人は給与所得と事業所得に分けて所得を申告していること、及び社会保険庁が記録する標準報酬月額にほぼ見合う厚生年金保険料額が確認できる上、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 8 日まで

私は、A社（社会保険事務所の記録では、B社。現在は、C社）において社長代理兼経理担当として勤務していた兄の紹介で、昭和 30 年 4 月に同社に入社し 2 年 8 か月間勤務していた。

また、入社後、昭和 32 年 12 月に退職するまで組合運動を続けていた。

社会保険事務所の記録では、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間が 2 か月しか無いことに納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した労働組合活動時等の写真及び社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が自身より前に勤務していたとして名前を挙げる同僚は、当該事業所で、昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所では、「申立期間における申立人の雇用形態、給与の支払い、給与からの厚生年金保険料の源泉控除等について、根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、当該被保険者名簿に被保険者記録が確認できる同僚は、申立人が当該事業所に在籍していたことは認めているが、

在籍していた時期については申立人の供述と一致しないなど、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 31 日から 44 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 53 年 3 月に退職するまで 41 年 12 月から A 社（昭和 43 年 11 月に B 社に法人化。51 年 4 月に C 社に社名を変更）に継続して勤務しており、途中で同社を退社したことはない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社、及び B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、A 社は昭和 43 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、B 社は、法人登記簿では同年 11 月 8 日に設立されているものの、厚生年金保険の適用事業所となったのは 44 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間において、両事業所のいずれも厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、A 社及び B 社の被保険者名簿の双方に被保険者記録が確認できる同僚 12 人は、いずれも A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和 43 年 10 月 31 日に被保険者資格を喪失し、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった 44 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間には、その全員について、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立期間当時、

給与から控除されていたと申立人が供述する社会保険料額は、申立期間直前の申立人の標準報酬月額を基に当時の保険料率で算出した金額とは大きく相違するほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年ごろから24年ごろまで
社会保険事務所で、A協同組合（現在は、B協同組合）に勤めていた期間について、厚生年金保険の被保険者期間の照会を行ったところ、該当なしとの回答であった。一緒に勤めていた人は厚生年金保険の被保険者記録があり、自分に年金記録が無いのは納得がいかない。同協同組合は、組合長、専務、庶務主任3人、その他4部署に17人いた。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA協同組合における同僚として名前を挙げた複数の者は、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録が確認できること、及び当該名簿に被保険者記録が確認できる同僚の一人が申立人を憶^{おぼ}えていると供述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、当該事業所に20人程度の職員が勤務していたと供述しているところ、当該被保険者名簿の記録によれば、申立期間のうち厚生年金保険被保険者数が6人以下であった期間が大部分である上、申立人が同僚として姓又は姓名を挙げた者のうち、同被保険者名簿において被保険者記録が確認できない者が複数存在することから、事業主は、当該事業所の従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記

録は確認できず、同被保険者名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月ごろから31年10月ごろまで
(「A」の名称がつく事業所)
② 昭和31年10月ごろから32年2月ごろまで
(B社又はC社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、D社E工場から業務を請け負っていた2事業所に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、事業所所在地が申立人が記憶するものとはほぼ符合し、申立人が記憶する事業主及び同僚の被保険者記録が確認できる上、当該同僚が「申立人は、F社が設立される前の事業所に勤務していた。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①において、申立人がF社が設立される前の事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、法人登記の記録によれば、F社の設立登記は、申立期間②後の昭和34年8月21日であり、社会保険事務所の記録によれば、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、上記設立登記直後の同年9月1日であり、申立期間①においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)でも、申立人の申立期間①におけ

る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、F社の事務を担当していた者からは、申立期間①当時の資料は既に廃棄しており、当時の状況についての詳細は分からないと回答があり、申立人が申立期間①当時の事業主として名前を挙げた者に文書照会しても回答が得られず、上記事務担当者が上記事業主から事業を継承し新たに同社を設立したとして名前を挙げた者は既に死亡していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、F社が厚生年金保険の適用事業所に該当すると同時に被保険者資格を取得し、同社が設立される前の事業所において申立人とほぼ同時期に勤務を開始したとする上記同僚は、「自分自身の在籍期間と厚生年金保険の被保険者期間が一致しておらず、経営状況がおもわしくなかったこと等から、申立期間①において会社は厚生年金保険の適用事業所にならなかったのではないか。」と供述している。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているB社又はC社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）でも、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当時の事業主及び同僚については姓しか記憶していないことから、これらの者に照会することができず、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 3 両申立期間について、申立てに係る上記2事業所に業務を請け負わせていたと申立人が主張しているD社E工場は、上記2事業所に係る記録は保管されていないと回答している。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から33年9月1日まで
受け取ったねんきん特別便で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、会社設立時から取締役として勤務していたA社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和33年9月1日となっていた。会社が法人登記されたのは29年7月1日であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る法人登記の記録により、会社成立日が申立期間始期の昭和29年7月1日であること、及び申立人が代表取締役であることが確認でき、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により被保険者記録が確認できた同僚3人が、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを供述していることから判断すると、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が厚生年金保険に加入していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所に初めて該当することとなったのは、申立期間途中の昭和32年11月1日であり、上記被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は33年9月1日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人が会社設立時から会計事務を担当していたとして名前を挙げた者の被保険者資格取得日が、申立人と同日となっていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の人事記録等の関係資料は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。申立期間当時の事情を一番よく知っているのは申立人である。」と回答している。

さらに、上記同僚3人から、「A社には、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなる3年以上前に入社した。当時、会社が厚生年金保険に加入していないことは知っていた。」との供述があり、申立期間における厚生年金保険料控除についての具体的な供述は得られない。

加えて、申立期間当時事業主であった申立人は、「当時、社会保険事務所から適用事業所として厚生年金保険の加入手続を行うよう指導を受けたことがあった。しかし、そのときは関心が無かったので、会社成立後しばらくは厚生年金保険の加入手続を行わなかった。」と供述している。

このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、法人登記の記録により、申立期間においてA社以外の2事業所において申立人が取締役となっている記録が確認できるが、i) B社(昭和48年3月31日解散)については、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、ii) C社(昭和37年5月25日清算)については、申立期間前に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月11日から29年12月8日まで

A社（現在は、B社）に勤めていた時の年金記録を社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金受給済みとの回答を受けた。同時期に働いていた同僚二人は脱退手当金を受給済みとされており、また、自分自身請求した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人に対して脱退手当金を支給したことが記録されており、支給月数等の記載内容に誤りは認められないほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和30年1月19日に支給決定されているなど、社会保険事務所の一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金の支給時期は通算年金制度創設前であり、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月から 42 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 39 年 9 月 5 日にA社が発行した申立人提出の身分証明書から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の業務を引き継いでいるB社に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答しているほか、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、当時、2、3か月の試用期間があった。また、当時の社長はワンマンで気まぐれなところがあり、人によって厚生年金保険に入れたり入れなかったりすることがあった。」、「申立人に係る記憶は無い。昭和 39 年当時、身分証明書は、社員全員には発行されていなかった。私は、電車通勤だったので、定期券を買うために会社に申し出て身分証明書を発行してもらった。試用期間の者でも会社に言えば身分証明書を発行してもらえたと思う。」、「昭和 39 年当時は会社も忙しく、多数の臨時職員を採用していた。3か月程度の試用期間の後、臨時職員の中から優秀な者を正社員にしていたと思う。私は経験もあり、1年以上勤務した正社員であれば名前を聞いて思い出さない者はいないと思うが、申立人に

係る記憶は無い。」と供述している上、このほかに聴取した同僚 10 人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、当時、同事業所では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月末から同年8月1日まで
② 平成元年11月から2年5月まで
③ 平成3年11月から4年3月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社及びC社に勤務し、これら事業所の取引先企業において製造業務に従事していた各申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答があった。これら事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚4人に聴取したところ、いずれも申立人に係る記憶は無いとしており、うち二人は、それぞれ、「申立事業所は従業員の出入りが激しく、取引先企業において勤務する者には、厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」、「私は取引先企業において勤務していたが、厚生年金保険の適用については、業務成績が優秀であるか、自分から希望しないと適用してもらえなかったと記憶している。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚は、申立人が同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同事業所では、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人の当該事業所における雇用

保険被保険者資格の取得日は平成元年8月1日となっており、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、雇用保険被保険者記録により、平成元年11月29日から2年5月31日までの期間、申立人がB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所の事業を承継しているD社では、「申立人に係る関係資料等は保存していないが、B社は業務請負会社であり、取引先企業において勤務する者には厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、いずれも申立人に係る記憶は無いとしているが、それぞれ、「申立事業所には正社員と期間工がおり、正社員は管理業務を行い厚生年金保険の適用もあったが、期間工は6か月契約で取引先企業において勤務し、雇用保険のみ適用され、厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」、「社会保険事務手続は社会保険労務士が行っていたので詳しいことは分からないが、取引先企業において勤務する者には、厚生年金保険の適用について希望を聞かれていたと記憶している。」、「事業所には社員と期間工と呼ばれる者がおり、私は取引先企業において期間工と一緒に勤務し、期間工を管理する社員であったが、期間工の多くは厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所において社会保険事務手続を行っていた社会保険労務士は、「申立期間当時の関係書類等は保存していないが、当時、製造業への派遣が禁止されていたので、業務請負契約により取引先企業に労働者のあっせんを行っていた。また、取引先企業において勤務する者には、厚生年金保険の適用は行っていなかったと記憶している。」と回答している。

- 3 申立期間③について、雇用保険被保険者記録により、平成3年11月25日から4年3月2日までの期間、申立人がC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「当時の関係書類等は保存していないが、申立期間当時、取引先企業において勤務する期間工には、厚生年金保険の適用について希望を聞いており、希望する者には厚生年金保険の適用を行っていた。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、いずれも申立

人に係る記憶は無いとしているが、それぞれ、「社会保険事務手続は社会保険労務士が行っていたので詳しいことは分からないが、取引先企業において勤務する者には、厚生年金保険の適用について希望を聞かれていたと記憶している。」、「事業所には社員と期間工と呼ばれる者がおり、私は取引先企業において期間工と一緒に勤務し、期間工を管理する社員であったが、期間工の多くは厚生年金保険の適用は無かったと記憶している。」と供述していることから、当時、同事業所では、すべての従業員について厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

また、当該事業所において社会保険事務手続を行っていた社会保険労務士は、「申立期間当時の関係書類等は保存していないが、当時、製造業への派遣が禁止されていたので、業務請負契約により取引先企業に労働者のあっせんを行っていた。また、取引先企業において勤務する者には、厚生年金保険の適用は行っていなかったと記憶している。」と回答している。

- 4 申立人は、これら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月から 31 年 1 月 18 日まで
② 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 32 年 11 月 15 日から 33 年 5 月まで

社会保険事務所の記録では、A社において勤務していた申立期間①、B社C出張所において勤務していた申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者記録が無かった。これら事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和31年1月18日となっていることが確認できる。

また、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同事業所における資格取得日は同日となっており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当時の役員に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚の配偶者は、「当時を知っている者もおらず、当時の厚生年金保険の適用については分からない。」と供述しているほか、申立人の同僚からは連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間②及び③について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和32年4月1日、資格喪失日は同年11月15日となっている上、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、申立人の申立期間②及び③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、適用事業所に該当しなくなった当時の事業主に照会したところ、「申立人に係る関係資料等は保存しておらず、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人は、いずれも申立人に係る記憶は無いと供述しているほか、それぞれ、「当時、私は社会保険事務を担当していたが、申立事業所には厚生年金保険に加入する常用雇用の者と日雇保険に加入する日雇労働者が混在していた。」、「当時、日雇労働者が多く、日雇労働者として3か月程度勤務した後、厚生年金保険の加入手続を行ってもらえる者もいた。」、「当時は従業員の出入りが激しく、当初の3か月程度は厚生年金保険に加入しない期間があったかもしれない。」と供述していることに加え、申立人が名前を挙げた同僚二人の同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

3 申立人は、これら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてこれら申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月5日から27年9月1日まで
② 昭和27年11月3日から28年1月3日まで

昭和24年4月にA管理事務所（現在は、国のB局）のCモータープールにおいて勤務した後、25年1月にDモータープールに転勤した。同年5月に公傷により、労災保険から一時金が支給され一時休職していたが、A管理事務所に在籍していた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、昭和27年9月1日から同年11月3日までE管理部における被保険者記録が確認できるものの、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。A管理事務所に継続して在籍していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が昭和25年1月5日に被保険者資格を喪失し、28年1月3日に被保険者資格を再取得していることが確認できる上、国のB局が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿においても、当該社会保険事務所の記録と一致しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するE管理部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和27年9月1日に被保険者資格を取得し、同年11月3日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、健康保険証を社会保険事務所に返納したことを示す「証返納済」の記録が確認できる。

さらに、国のB局では、「厚生年金保険被保険者名簿のほかに、申立人に

係る関係資料を保存していない。」と回答している上、A管理事務所における申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、具体的な勤務期間及び厚生年金保険の適用については分からない。」、残りの一人は、「申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、申立人は、昭和25年5月5日に公傷により4か月くらい入院し、1か月くらい自宅療養した後に職場に復帰したと供述しているが、連合国軍関係直僱人の健康保険及び厚生年金保険の適用については、「被保険者が傷病により一定の有給休暇期間を過ぎなおその雇傭関係を継続している場合の健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格について」（昭和25年11月2日付け厚生省保険局長通知）により、「休業期間中労務の対償としての報酬がなく、実質的に使用関係の消滅であると見るのが相当である場合には、資格を喪失させるのが適当と認められる。」とされている。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。